

大臣官房施設課における 事業評価の概要

法務省大臣官房施設課

目 次

1. 政策評価とは	1
2. 法務省における政策評価	2
3. 法務省の政策の体系	3
4. 法務省大臣官房施設課における政策評価	4
5. 事業評価システムの流れ	5
6. 法務省大臣官房施設課における評価体制	6
7. 事業評価（事前評価）システムの概要	
▪ (1) 官署施設	7
▪ (2) 収容施設	13
参考資料	
• 費用対効果算出方法	19

①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」、「実施(do)」、「評価(see)」という政策の大きなマネジメント・サイクルの中に組み込まれ、実施されます。

②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

- ①国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

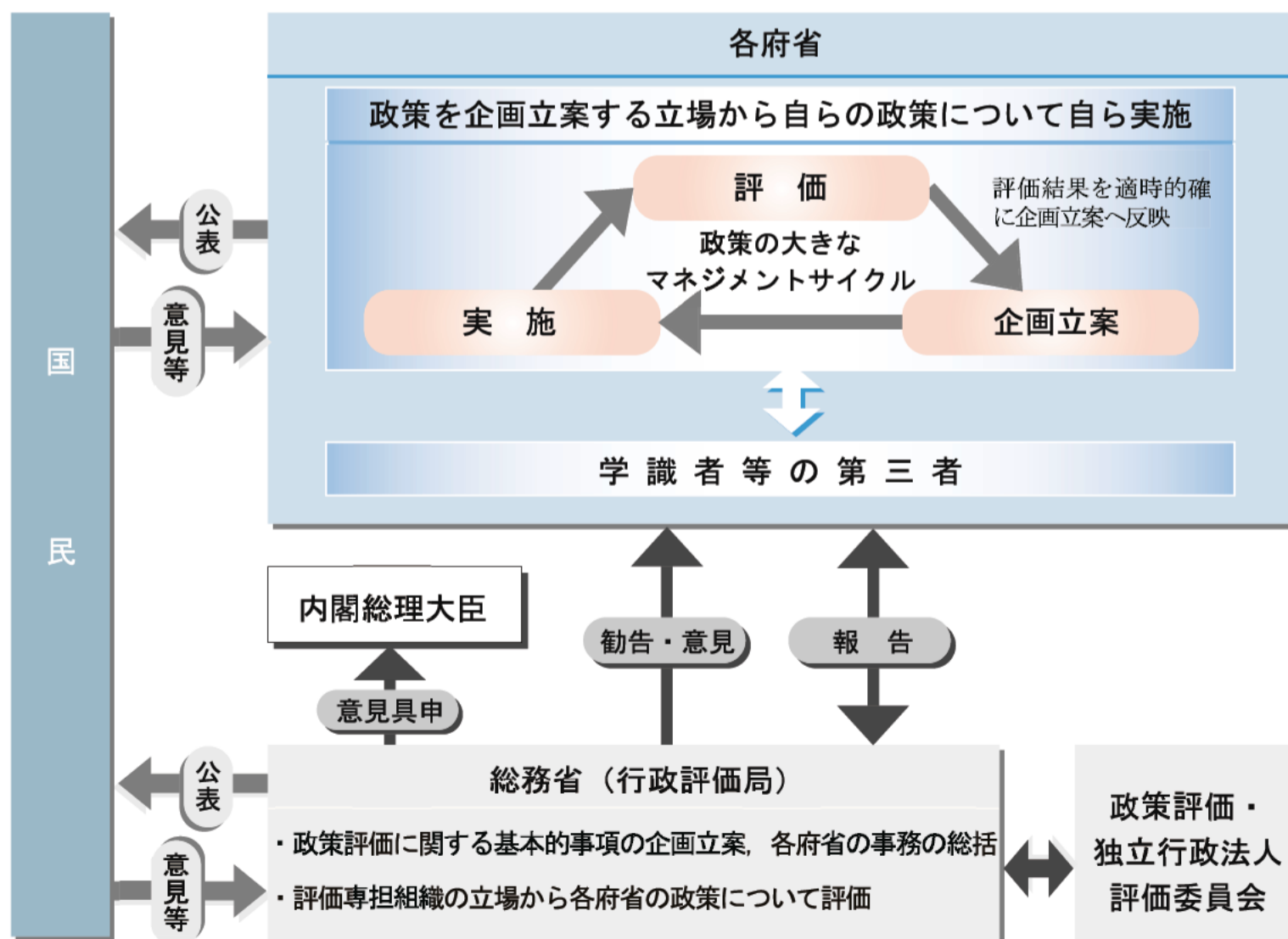
③評価の実施主体

- ・各府省は、政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- ・総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価・独立行政法人評価委員会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。

評価の枠組み



① 法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、基本とすべき計画を明確にするものです。

② 評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策(狭義)」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的の手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

③ 評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

④ 評価の方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

又、政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

⑤ 評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用され、これに適切に反映される仕組みを構築しています。

⑥ 評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ (<http://www.moj.go.jp/>) を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において随時行います。

3つの評価方式

「総合評価」

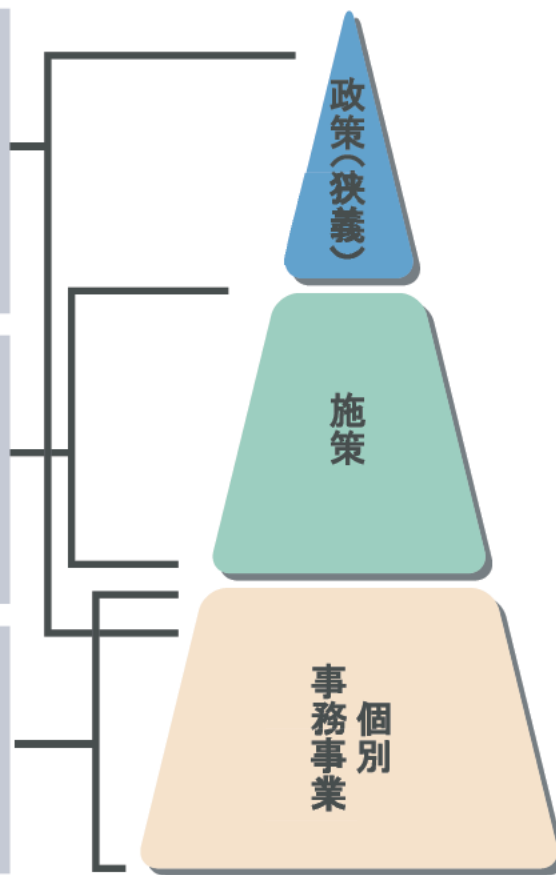
特定の課題を設定した上で、多角的な視点から総合的に評価し、政策の効果を明らかにするとともに、問題点の解決に資する多様な情報を提供することを主眼として実施するものです。

「実績評価」

行政の幅広い分野を対象として、政策の達成度合いについての情報を提供することを主眼として実施するものです。

「事業評価」

行政活動の採否、選択等に資する情報を提供することを主眼として実施するものです。



政策の体系 (政策評価の対象)

評価の主要な観点

「必要性」

当該政策の目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当かなど

「効率性」

投入される費用等に見合った効果が得られる見込みがあるかなど

「有効性」

当該政策に基づく活動により、期待される効果が実際に得られる見込みがあるか

「公平性」

当該政策の目的に照らして、効果の受益や費用の負担が公平に分配されているか

「優先性」

上記観点からの評価を踏まえ、他の政策よりも優先的に実施すべきかなど

国民へのフィードバック

評価結果などの公表

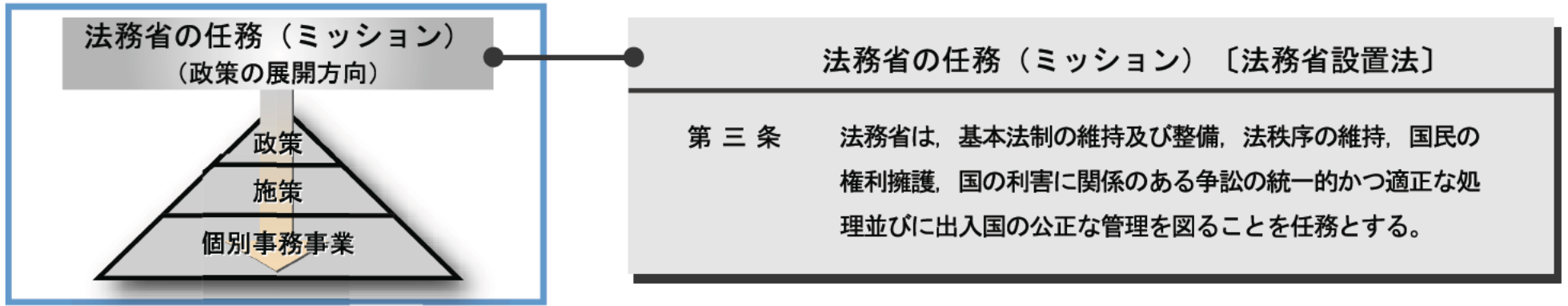
法務省へのフィードバック

評価結果の政策への反映

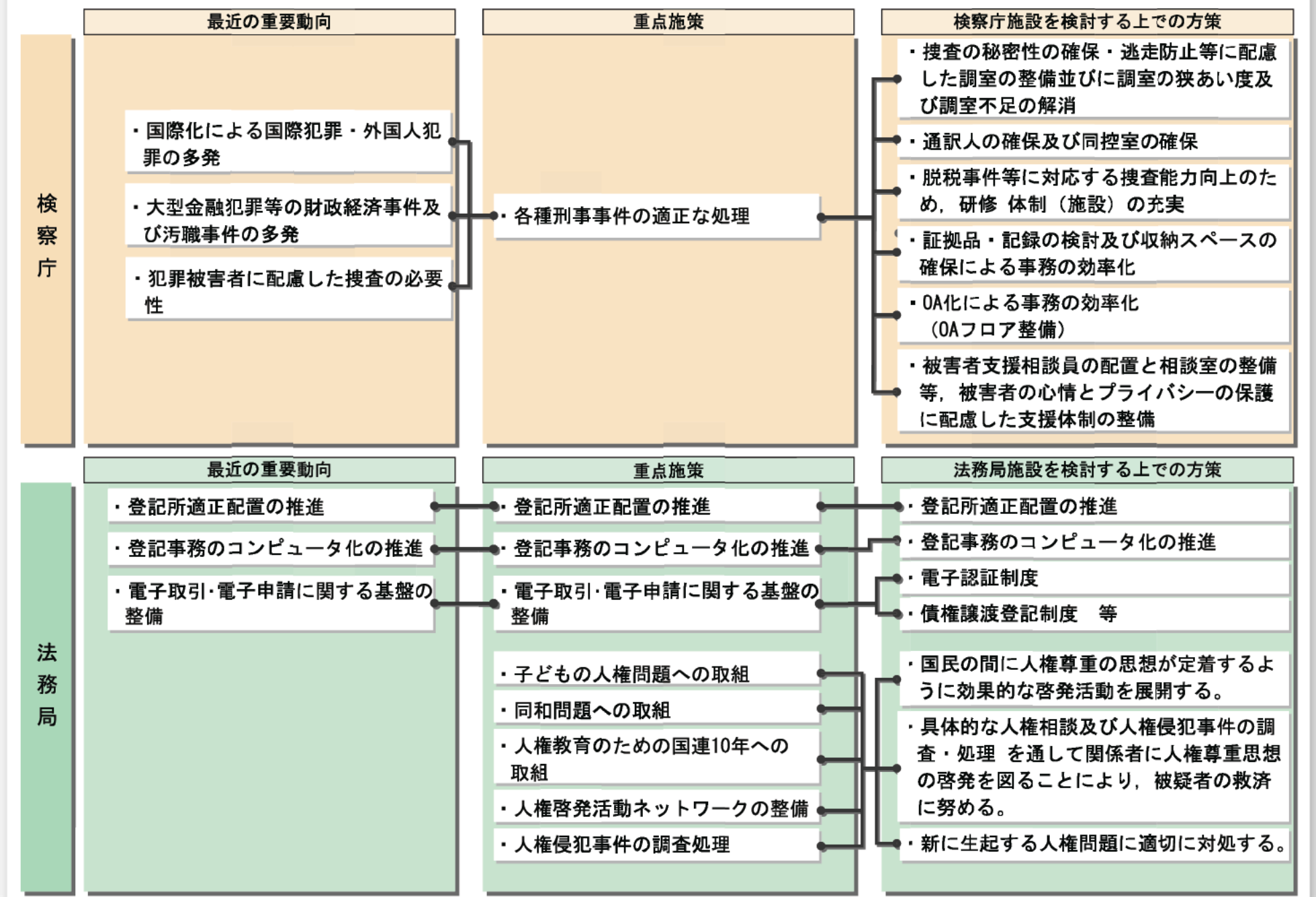
3. 法務省の政策の体系

政策の体系

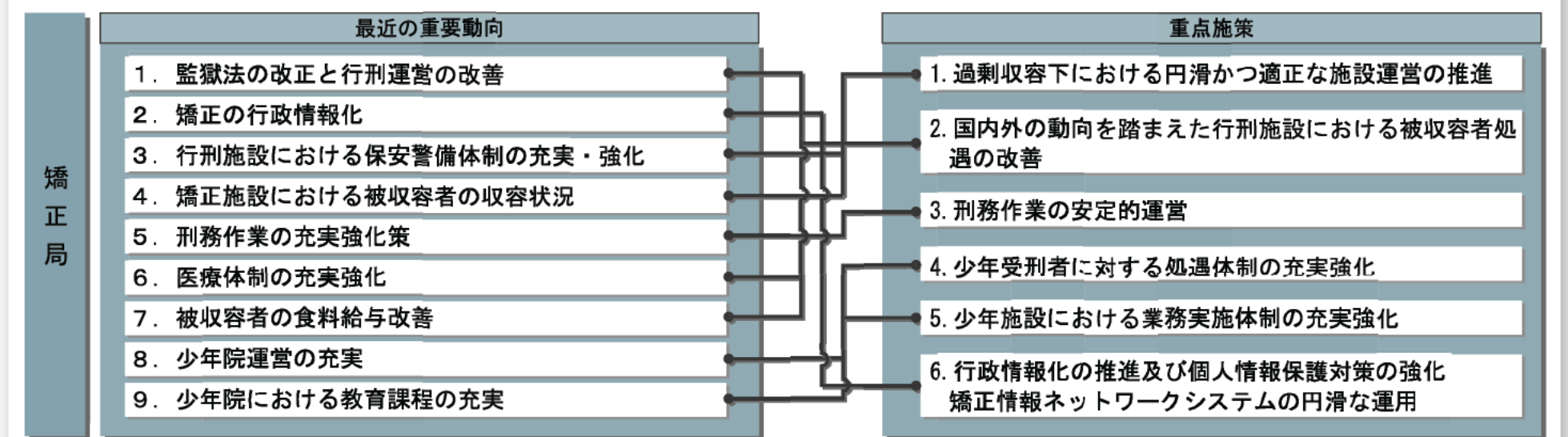
法務省では、政策の展開方向である法務省の任務（ミッション）を受け、毎年度、主幹部局（刑事局、民事局、矯正局等）が重点施策を策定しています。



官署施設の重点施策（施設整備に係る部分）（平成14年度）



収容施設の重点施策（平成14年度）



4. 法務省大臣官房施設課における政策評価（事業評価）

法務省大臣官房施設課の事業評価の概要

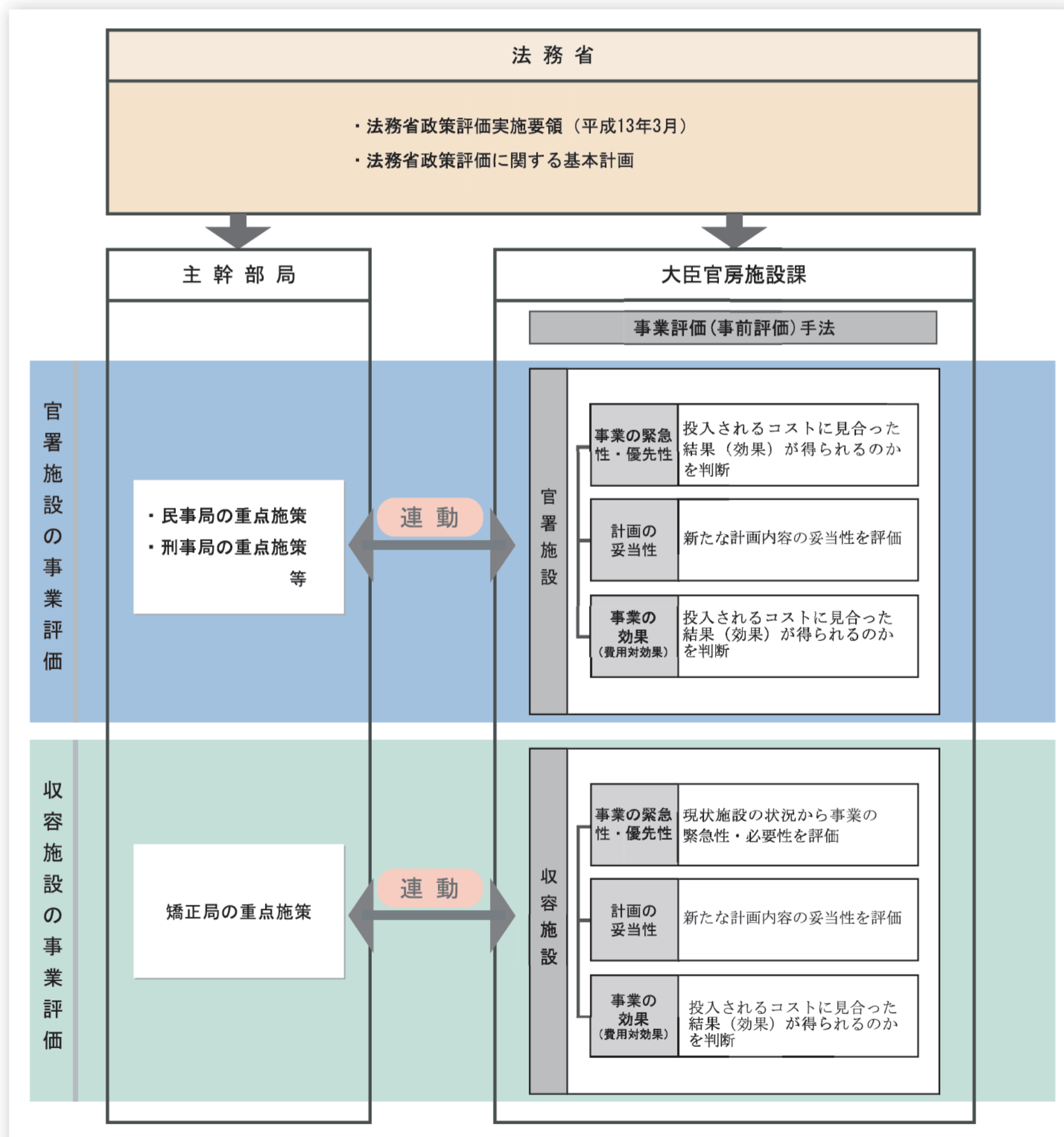
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

○施設特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の管轄する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の大きく2つの事業評価を構築しています。
(官署施設とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、保護観察所、入国管理局、公安調査局等のことをいいます。)

○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

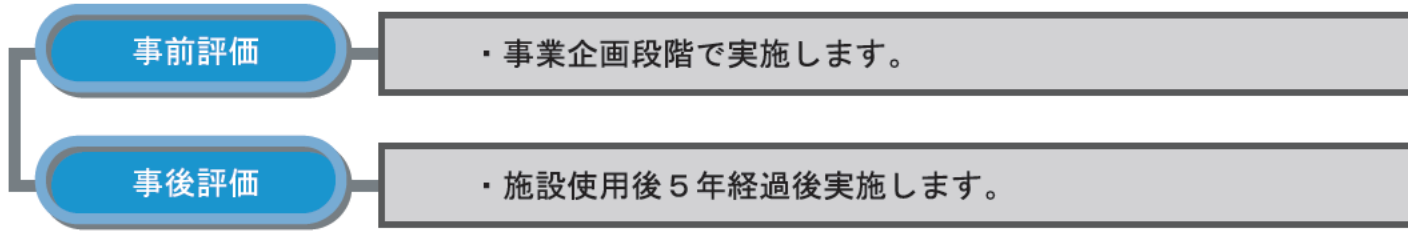
大臣官房施設課の事業評価では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した政策評価を確立しています。



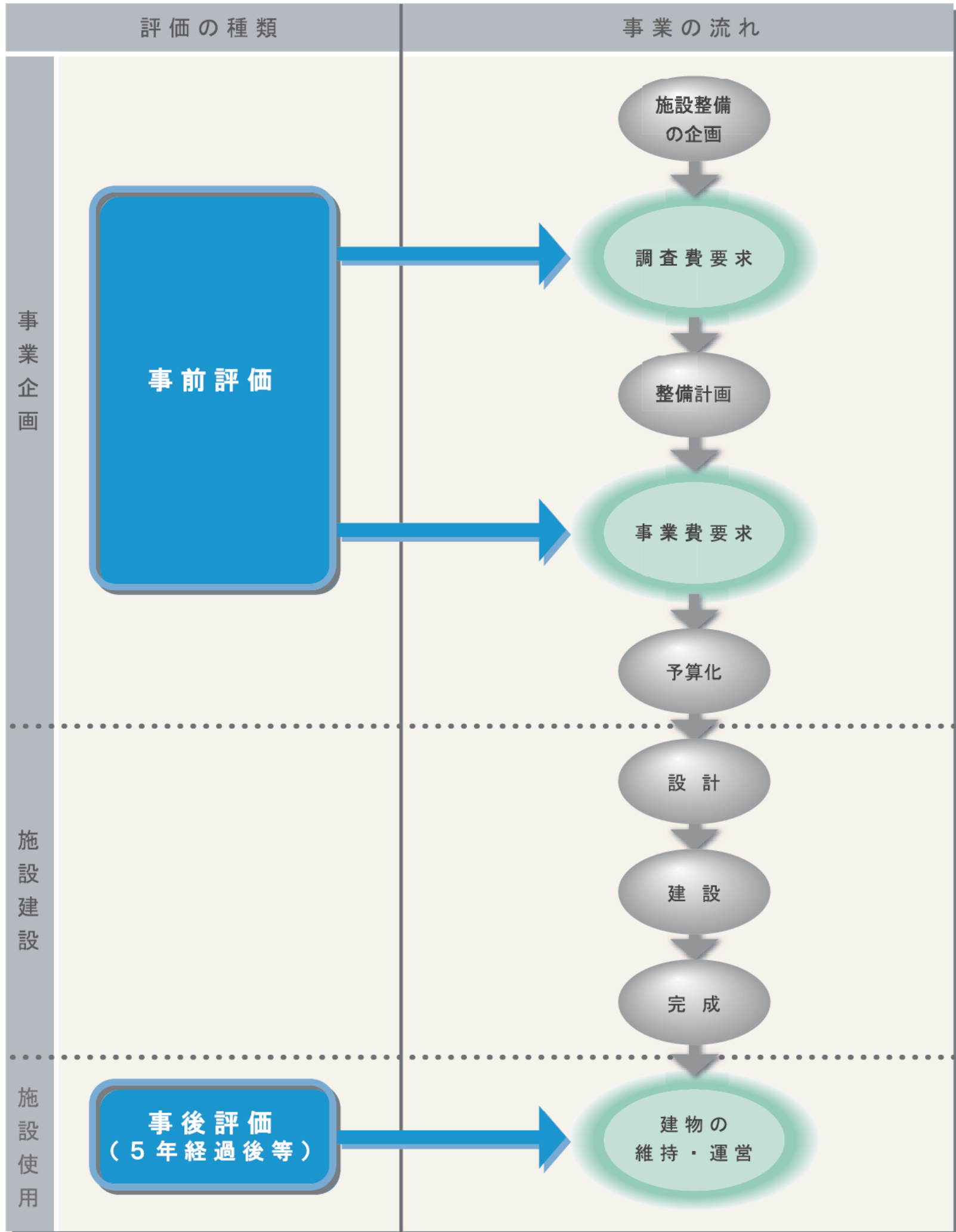
5. 事業評価システムの流れ

事前と事後の大きく2つの評価の実施

大臣官房施設課では、大きく以下の時点で事業評価を実施します。



施設整備に関する業務の流れと評価の位置付け

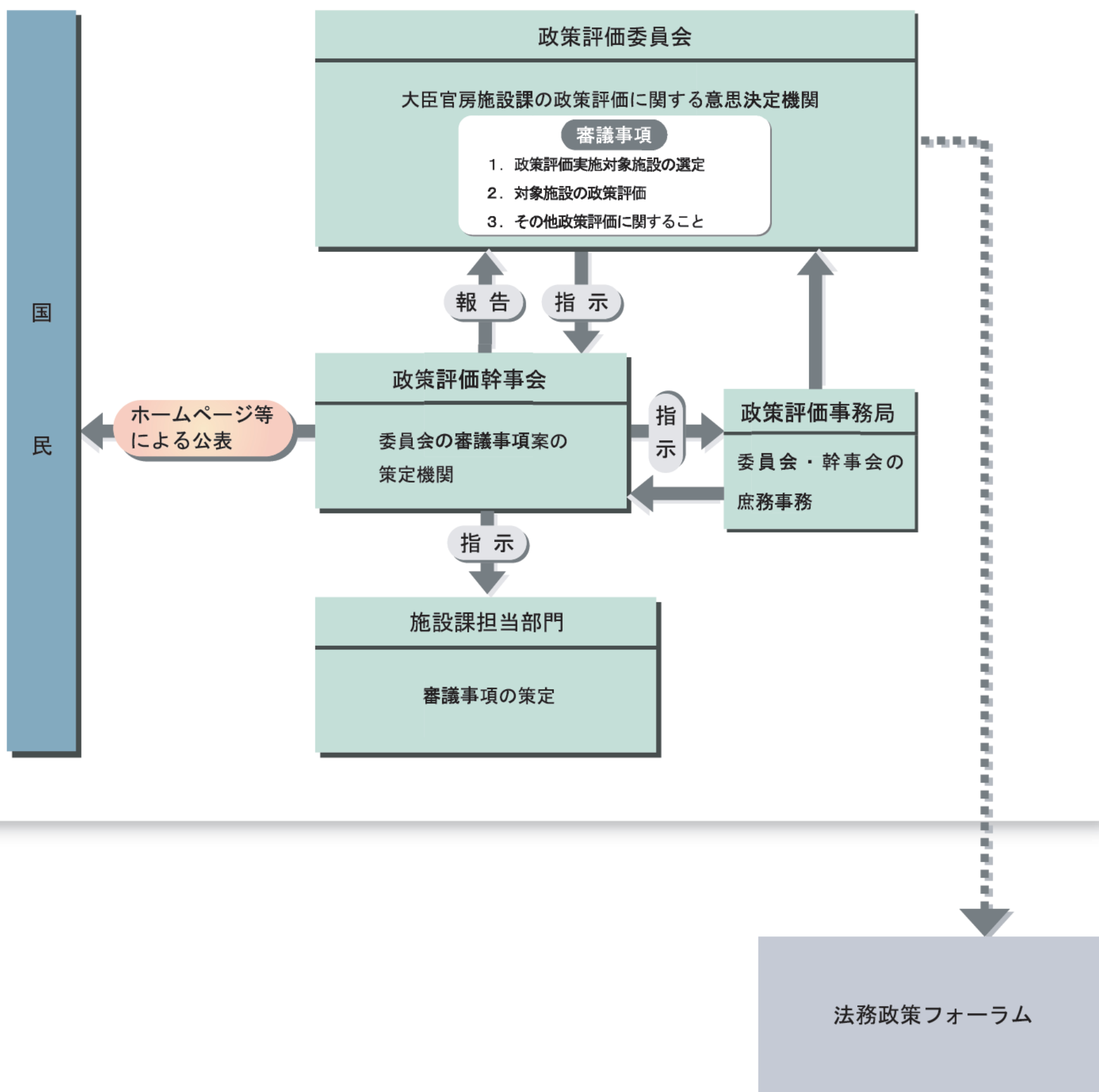


6. 法務省大臣官房施設課における評価体制

目的

大臣官房施設課における政策評価（事業評価）を迅速かつ適正に実施していくため、以下のような評価体制を定めています。

大臣官房施設課の政策評価（事業評価）体制図



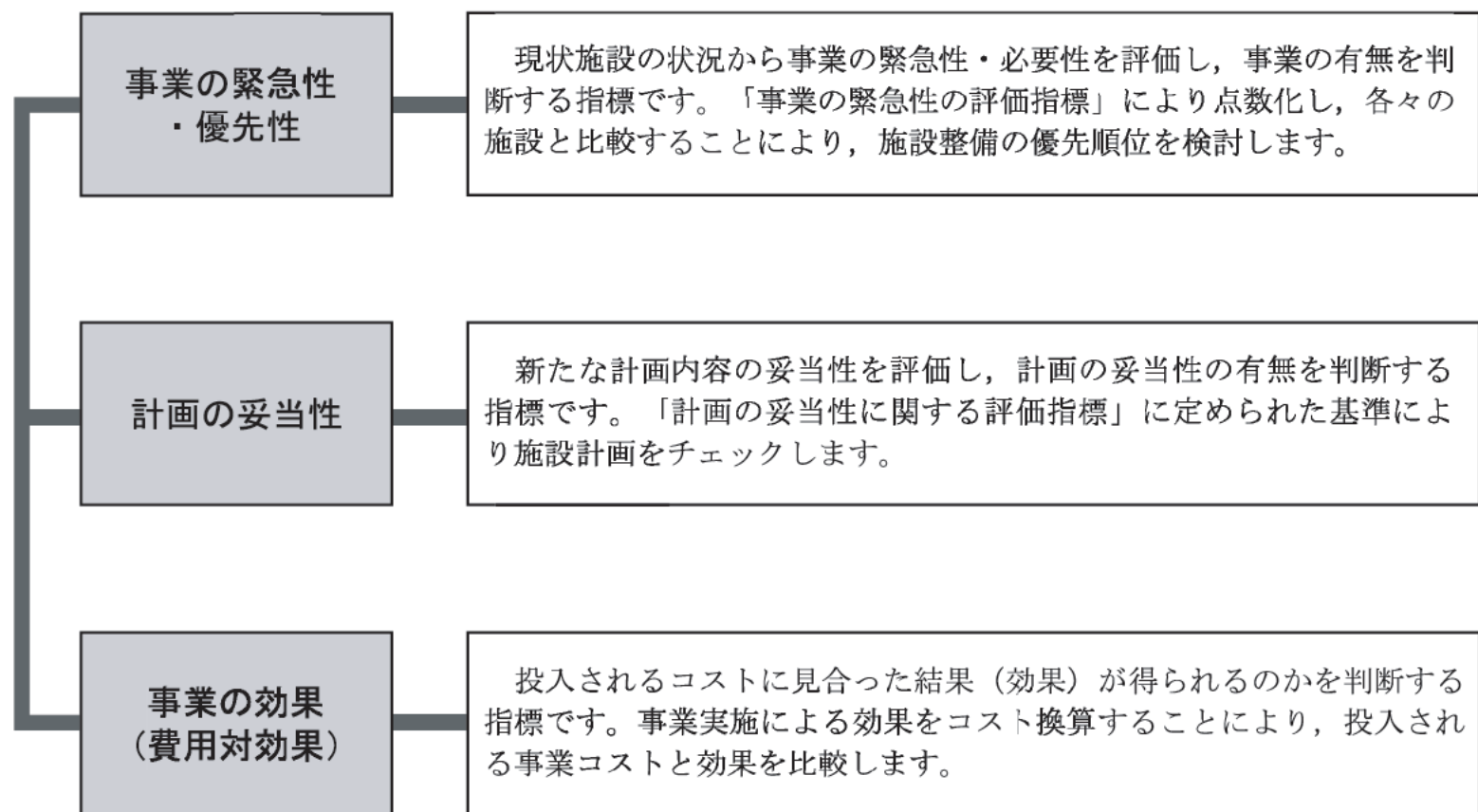
7. 事業評価(事前評価)システムの概要

(1) 官署施設

官署施設の事業評価(事前評価)システム

官署施設の事業評価(事前評価)は、「事業の緊急性・優先性」、「計画の妥当性」、「事業の効果(費用対効果)」の3つの評価指標から評価を実施します。

3つの評価指標の概要



事業の緊急性・優先性

○ 目的

現状の施設を、施設の現状から事業の緊急性・必要性を評価し、事業の有無を判断します。

○ 評価方法

- ① 入居官署を建替等の場合と新規施設の場合に分け、以下に示す評価指標を用いて官署ごとの評点を算出します。
- ② 計画理由に該当する内容を抽出します。
- ③ 計画理由が2以上のときは、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業の緊急性・優先性の評点とします。
- ④ ただし、法務総合庁舎計画、特々計画又はシビックコア整備計画(一団地の官公庁施設計画を含む)に基づくものには、それぞれ10点を加算します。

事業の緊急性・優先性に関する評点が基準レベル(100点)を越えたものを緊急性のある事業とします。

用語の説明

- 保安度——木造施設の経年による構造、設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。建設時点を約9000とします。
- 現存率——非木造施設の経年による構造や設備等の劣化の度合いに関する指標です。建設時点を100とします。
- 面積率——現状施設の延床面積(m²)/新営施設の延床面積(m²)

○ 事業の緊急性・優先性の評価軸と基準

● 建替の場合

評価軸		判断基準				
		100	90	80	50	40
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	5,000以下	6,000以下
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下	70%以下		
狭あい	庁舎面積	面積率 0.50以下	0.55以下	0.60以下	0.75以下	0.80以下
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退きが必要なもの		なるべく速やかに返還すべきもの	
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの	なるべく速やかに返還すべきもの	
分散	事務能率低下、連絡困難			2か所以上に分散、相互距離が1km以上で（同一敷地外）、業務上著しく支障があるもの		同一敷地内に分散業務上支障があるもの
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行区分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立ち退かないと妨害となるもの			区画整理等が計画決定済であるもの
	地域性上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築で防火度50点以下のもの	80点以下	都市計画的に見て地域性上好ましくないもの又は防災地区若しくは準防災地区にある木造建物で防災度100点未満のもの
立地条件の不良	位置の不備			位置が不适当で業務上非常な支障を来している又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不适当で業務上又は環境上好ましくないもの
	地盤の不備	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの
衛生条件の不良	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来訪者の利用上著しく支障があるもの
施設の不備	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準以下であるもの
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの				

● 新規施設の場合

評価軸		判断基準				
		100	90	80	50	40
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの				
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を至急すべき		
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの

計画の妥当性

○ 目的

新たな計画内容を評価し、計画の妥当性の有無を判断します。

○ 評価方法

- ① 各項目の該当する係数を抽出します。
- ② 各項目の係数をすべて掛け合わせ、100倍した数値を計画の妥当性の評点とします。
- ③ 施設計画の妥当性がある基準の100点以上を計画の妥当性の判断基準とします。

計画の妥当性に関する評点が基準レベル（100点）を越えたものを妥当性のある事業とします。

○ 計画の妥当性の評価軸と基準

評価軸		判断基準		
		1. 1	1. 0	0. 5
位置	用地取得の見込み	取得済み	国有地の所管替予定，公有地等の借用予定，建設までに用地取得の計画有り，又は民有地を長期間借用可能なもの	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支援がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込み有り	整備の見込みなし
	都市計画・土地利用計画との整合性	都市計画・土地利用計画等に積極的に貢献	都市計画との整合	都市計画と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり，安全・円滑に出入できる構造の道路等に隣接している	
規模	建築物の規模	業務内容に応じ，適切な規模が設定され，敷地の高度利用について配慮している	業務内容に応じ，適切な規模が設定されている	規模未定
	敷地の規模	駐車場，緑地等に必要な面積が確保されている	建物の規模に応じ適切な規模となっている	
構造	備条件 庁舎としての整備 単独庁舎、合同	単独庁舎の場合	単独庁舎計画としての整備が適当	合同庁舎計画として整備が必要
		合同庁舎の場合		合同庁舎としての整備条件が適当
	機能性等	適切な構造として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は，特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は，特殊な施設で必要な機能が満足されないおそれがある

事業の効果（費用対効果）

○ 目的

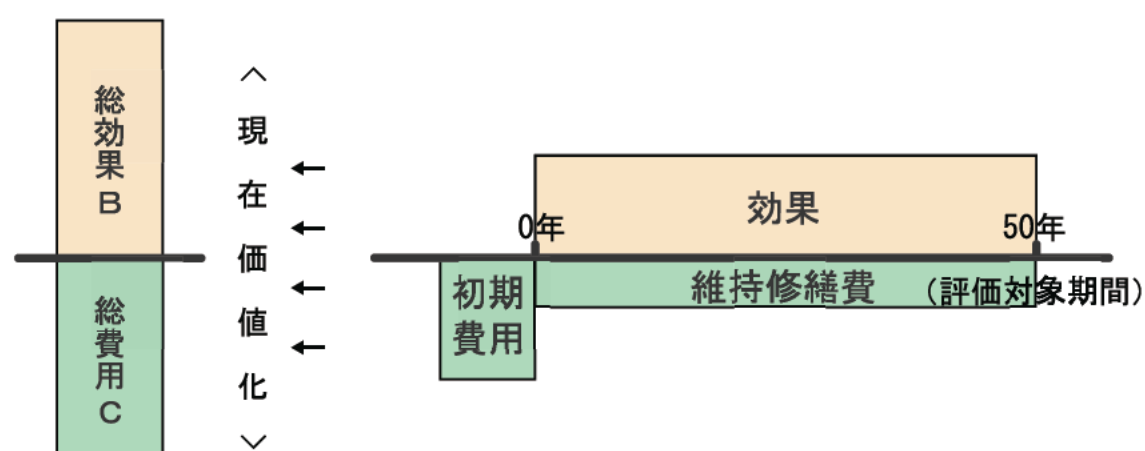
投入される事業コストに見合った結果（効果）が得られるかを評価します。具体的には、事業実施による効果をコスト換算し、投入される事業コストと比較します。

費用対効果分析方法の考え方

事業にかかる費用を上まわる効果があるかを表わす指標として費用対効果（B/C）を算出します。

費用対効果（B/C）		=	$\frac{\text{総効果}}{\text{総費用}}$
総費用	初期費用	<ul style="list-style-type: none"> ・建設費 ・企画・設計関係費 	
	維持修繕費	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕費・保全費・水道光熱費 	
総効果	利用者の利便	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地利用の改善 （立地の改善）（規模の改善） ・行政サービスの向上 （執務能率の向上）（来庁者の利便性の向上） 	
	地域への寄与	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の満足度の向上 ・地域経済効果 	
	安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策 ・長期的耐用性 	
	環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・施設機能維持効果 ・防災安全性の向上 	
	施設改善による各官署（検察庁・法務局）の行政サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ○検察庁の効果 <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者対応機能の充実 ・被害者への配慮 ・業務効率・適切な業務の遂行 ○法務局の効果 <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者対応機能の充実 ・業務処理機能の充実 	
・費用及び効果の各項目は、当面の運用とし、適正な観点から適宜見直しを行います。			

費用対効果分析算出イメージ図



・評価対象期間は、原則として50年とします。

事業の効果（費用対効果）が基準レベル（1）を越えたものを効果のある事業とします。

○各効果項目の考え方

効果項目			効果の分類		考え方
			業務上の効果	利用者及び関係者の効果	
利用者の 利便	敷地利用の 改善	立地の改善		利便性の 向上	立地場所の変化による最寄駅からのアクセスの短縮化を効果とします。
		規模の改善		利便性の 向上	現状施設から新営施設の駐車スペースの増減を効果とします。
	行政サービスの 向上	執務能率の 向上	円滑な業務 の遂行	利便性の 向上	施設の新営に伴う狭あい解消、情報化への対応等による執務能率の向上を効果とします。
		来庁者の 利便性の 向上	円滑な業務 の遂行	時間短縮	施設の新営に伴う来庁者の利便性（待ち時間短縮等）を効果とします。
地域への 寄与	地域住民の満足度の向上			満足度の 向上	施設整備により敷地及び建物の景観の向上を効果とします。
	地域経済効果			賑わいの 創出	当該施設への来庁者による周辺への各種経済的向上を効果とします。
安全の 確保	施設機能維持効果		LCCの削減	LCCの削減	現状施設のライフサイクルコストと新営した施設でのライフサイクルコストの差を効果とします。
	防災安全性の向上		耐震、防災 安全性の 向上	耐震、防災 安全性の 向上	新営施設が持つ耐震性、防災安全性のレベルまで現状施設のレベルを高めるために必要なコストを効果とします。
環境への 配慮	地球温暖化対策		LCC02の 削減	LCC02の 削減	現状施設と新営施設の運用段階のエネルギー消費に伴うCO2の排出量の低減を効果とします。
	長期的耐用性		長期間の 使用が 可能	経済性の 向上	新営施設をより長期間使用できるように計画することによって経済的効果を出すものです。



検察庁が入居する場合

施設改善による検察庁の行政サービスの向上の効果を加算することにより、
検察庁の「事業の効果」の項目とします。

	効果項目		効果の分類	
			業務上の効果	利用者及び関係者への効果
検察庁としての加算効果項目	来庁者対応・機能の充実	情報提供スペースの充実	・社会的合意の形成 ・職員の意識改革	・検察業務への理解 ・国民の満足度の向上
		地域住民の満足度の向上		・利用者の安全性の向上 ・利便性の向上
	被害者への配慮	被害者支援相談機能の設置	・被害者支援相談員制度の円滑な実施	・犯罪被害者の保護 ・人権への配慮
		カウンセリング室の設置	・事件の協力への貢献 ・適切・迅速な事件処理	・被害者の安心感の向上 ・人権への配慮
	業務効率・適切な業務の遂行	調室の充実	・適切・迅速な事件処理 ・円滑な業務の遂行	・社会秩序の維持 ・事件の早期解決
		関係機関との打合せスペースの確保	・適切・迅速な事件処理 ・警察官等捜査関係者の利便性の向上	・事件の早期解決
		保管機能の充実		・記録や証拠品等を適切・安全に保管 ・検察行政に対する信頼性の向上 ・プライバシーの配慮
	防犯性の向上	被害者専用動線、待合室等の充実・確保	・防犯性の向上	・プライバシーの保護
	位置の改善	立地場所の改善	・円滑な業務の遂行	・利用者の利便性向上

法務局が入居する場合

施設改善による法務局の行政サービスの向上の効果を加算することにより、
法務局の「事業の効果」の項目とします。

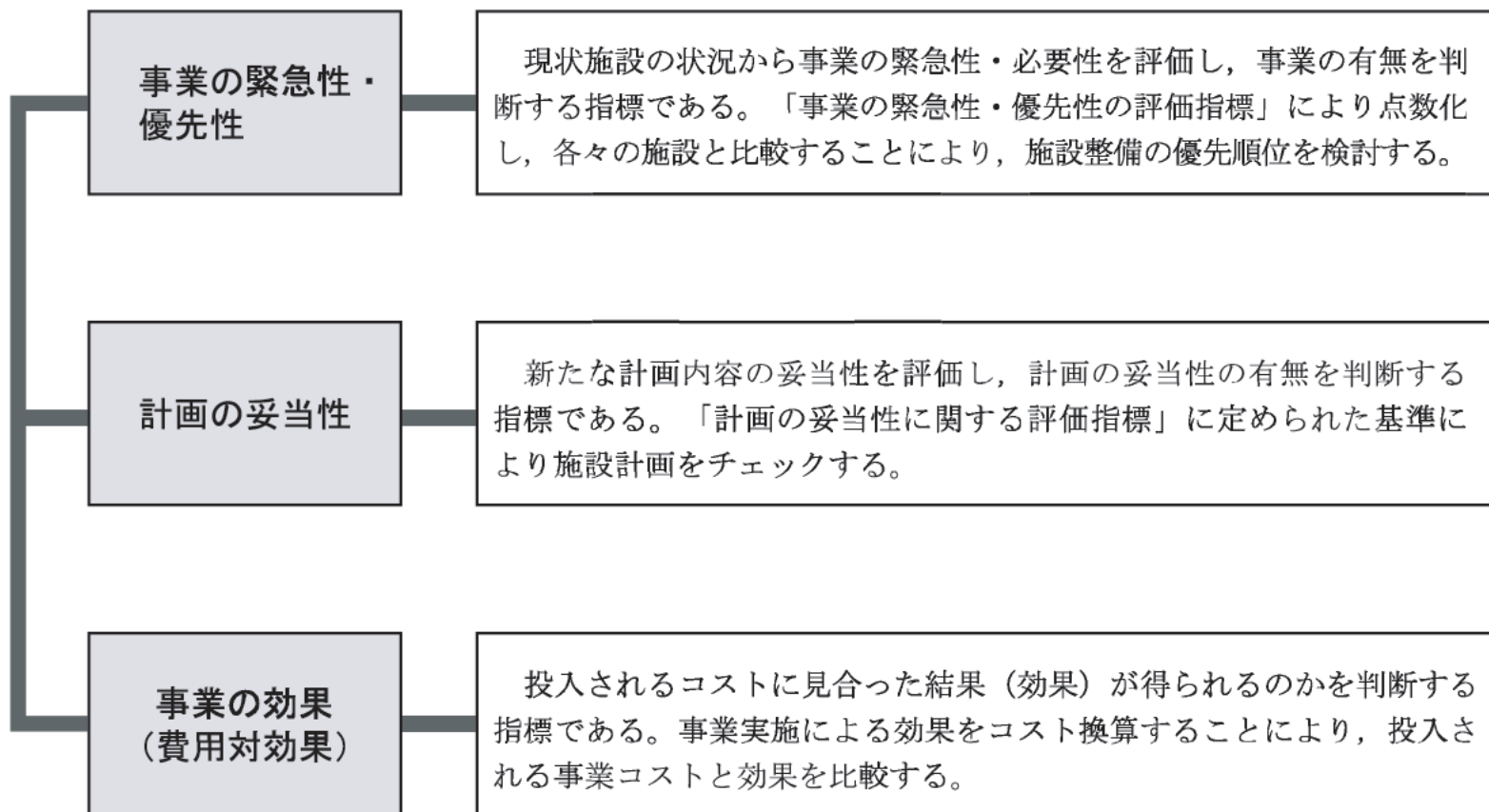
	効果項目		効果の分類	
			業務上の効果	利用者及び関係者への効果
法務局としての加算効果項目	来庁者対応機能の充実	待合機能（情報提供スペース）の充実	・法務行政への理解の促進 ・アカウントビリティの向上 ・人権啓発の推進 ・職員の意識改革	・登記制度、戸籍・国籍制度、人権問題の正しい理解 ・人権啓発効果の向上
		相談機能の充実	・多様な人権問題への対応の充実・向上	・利用者の満足度の向上 ・利用者の利便性の向上
		バリアフリー化（高齢者・身障者）への対応	・安全性の向上	・利用者の利便性の向上 ・利用者の安全性の向上
	業務処理機能の充実	登記窓口・事務室の充実	・適正・迅速な業務の遂行 ・円滑な業務の遂行	・利用者の待ち時間の短縮 ・利用者の利便性の向上
閲覧機能の充実		・適正・迅速な業務の遂行	・利用者の利便性の向上	
書庫の充実		・データの安全管理の向上	・住民の財産権の保護への寄与 ・社会基盤の維持	

(2) 収容施設

収容施設の事業評価（事前評価）システム

収容施設の事業評価（事前評価）は、被収容者等を収容するという施設の特性を考慮し、「事業の緊急性・優先性」、「計画の妥当性」、「事業の効果（費用対効果）」の3つの評価指標から評価を実施します。

3つの評価指標の概要



事業の緊急性・優先性

○ 基本的な考え方

現状施設の状況から事業の緊急性を評価し、政策的観点から事業の優先性を判断します。又、各々の施設と比較し、施設整備の優先順位を検討する資料の1つとしても活用します。

○ 評価方法

- ① 対象施設を建替施設の場合と新規施設の場合に分け、以下に示すそれぞれの評価指標を用いて評点を算出します。
- ② 計画理由に該当する内容を抽出します。
- ③ 計画理由が2以上のときは、主要素（評点が最も高い計画理由等）と従要素（その他の計画理由）に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業の緊急性・優先性の評点とします。
- ④ 施設運営上非常に問題があり、建替の必要がある基準の100点以上を、事業の緊急性の判断基準とします。

事業の緊急性・優先性に関する評点が基準レベル（100点）を越えたものを緊急性のある事業とします。

用語の説明

保安度——木造施設の経年による構造、設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。
建設時点を約9000とします。
現存率——非木造施設の経年による構造や設備等の劣化の度合いに関する指標です。
建設時点を100とします。
面積率——現状施設の延床面積（㎡）／新営施設の延床面積（㎡）

○ 事業の緊急性・優先性の評価軸と基準

● 建替の場合

評価軸		判断基準			
		100	90	50	40
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	5,000以下	5,500以下
	非木造	現存率50%以下又は経年, 被災等により構造耐力が著しく低下し, 非常に危険な状態にあるもの	60%以下 同左		
狭あい	施設面積	面積率 0.50以下	0.55以下	0.75以下	0.80以下
収容能力	過剰収容	収容定員より3割以上多く収容している	収容定員より2割以上多く収容している		
施設の不備	機能・設備の不備	矯正施策の遂行上, 当該施設の機能・設備面での不備のため建替が必要	矯正施策の遂行上, 当該施設の機能・設備面での不備のため施設の大規模な改善が必要		
法令等	現行法規(都市計画法, 建築基準法)との適合	都市計画法に適合していない 建築基準法上, 建替えないと適合しない	建築基準法上, 施設全般にわたり, 施設の大規模な改善が必要		

● 新規施設の場合

評価軸		判断基準			
		100	90	50	40
法令等	法令等に基づく整備	法令, 閣議決定等に基づき整備が必要な			
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合, 業務の遂行が著しく困難なもの			整備を行わない場合, 業務上好ましくないなもの

○ 目的

施策の具現化としての新たな計画内容の妥当性及び熟度を評価します。

○ 計画の妥当性に関する評価軸と基準

評価軸			評価基準	
			1. 1	1. 0
地域との調和	周辺環境との調和	景観への配慮	周辺環境に調和する景観計画が十分に行われている	周辺環境に調和する景観計画がある程度行われている
		安全性の確保		①人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、②保管理体制の確保、③外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、3点とも充たす計画である
	地域の相談窓口の充実	相談窓口の設置	相談窓口が設置されている	
		地域の人々が気軽に利用しやすい配置		外来鑑別機能の存在を示す見やすい看板・案内の設置等、地域の人々が利用しやすい配慮がなされている
		地域に密着した青少年育成に係る各種相談窓口機能の充実		情報機器による相談対応が可能なよう機器設置スペース、または教育機関に対する研修が行える研修室等が確保されている
業務の効率化・処遇改善	来訪者対応機能の充実	面会待合室・面会室等の機能改善	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている
	円滑な業務の遂行	面接調査室・調室等の機能改善	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている
	職業訓練の充実	職業訓練機能の充実	収容者に応じた職種を用意出来る量と質が十分確保されている	収容者に応じた職種を用意出来る量と質が適度に確保されている
	社会復帰体制の充実	改善更生の充実	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている
	教育環境の充実	教育内容・教育方法の充実	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている
	被収容の処遇・生活環境の改善	居室（単独室・共同室）の機能改善	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている
	職員の執務環境の向上	機能改善	職員数に応じた、十分な量と質が確保されている	職員数に応じて適度な量と質が確保されている
環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）	周辺環境の配慮	建物配置、建物形、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土を十分に考慮した設計が行われている	建物配置建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土をある程度考慮した設計が行われている
		ライフサイクルコストの低減・省エネ・省資源	自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、3つ以上について配慮されている	自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、2つ以上について配慮されている
		環境負荷の少ない材料の選択	自然材料（木材・石材）やリサイクル材が積極的かつ適切に利用されている	自然材料（木材・石材）やリサイクル材がある程度利用されている
フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上	施設のフレキシビリティの向上	特に耐久性の高い材料・工法を使用している、または、将来の機能改善に適度に対応できる計画となっている	将来の機能改善への対応が考慮された計画となっている

○ 評価方法

- ① 各項目の該当する係数を抽出します。
- ② 各項目の係数をすべて掛け合わせ、100倍した数値を計画の妥当性の評点とします。

計画の妥当性に関する評点が基準レベル（100点）を越えたものを妥当性のある事業とします。

評価基準	
0.7	0.5
周辺環境との調和があまり考えられていない計画である	
	①人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、②保安全管理体制の確保、③外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、1点も満たさない計画である
全く確保されていない	
全く確保されていない	
1つの職業訓練しか出来ない	
全く確保されていない	
全く確保されていない	
全く確保されていない	
全く確保されていない	
自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、どれについても配慮されていない	

対象施設ごとの評価項目		
刑務所	地域との調和	周辺環境との調和
	業務の効率化・処遇改善	来訪者対応機能の充実
		円滑な業務の遂行
		職業訓練の充実
		社会復帰体制の充実
	被收容の処遇・生活環境の改善	
	職員の執務環境の向上	
	環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）
	フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上
拘留所	地域との調和	周辺環境との調和
	業務の効率化・処遇改善	来訪者対応機能の充実
		円滑な業務の遂行
		被收容の処遇・生活環境の改善
		職員の執務環境の向上
	環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）
	フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上
少年院	地域との調和	周辺環境との調和
		地域の相談窓口の充実
	業務の効率化・処遇改善	来訪者対応機能の充実
		円滑な業務の遂行
		教育環境の充実
被收容の処遇・生活環境の改善		
	職員の執務環境の向上	
	環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）
	フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上
少年鑑別所	地域との調和	周辺環境との調和
		地域の相談窓口の充実
	業務の効率化・処遇改善	来訪者対応機能の充実
		円滑な業務の遂行
		被收容の処遇・生活環境の改善
職員の執務環境の向上		
	環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）
	フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上

事業の効果（費用対効果）

○ 目的

投入される事業コストに見合った結果（効果）が得られるかを評価します。具体的には、事業実施による効果をコスト換算し、投入される事業コストと比較します。

費用対効果分析方法

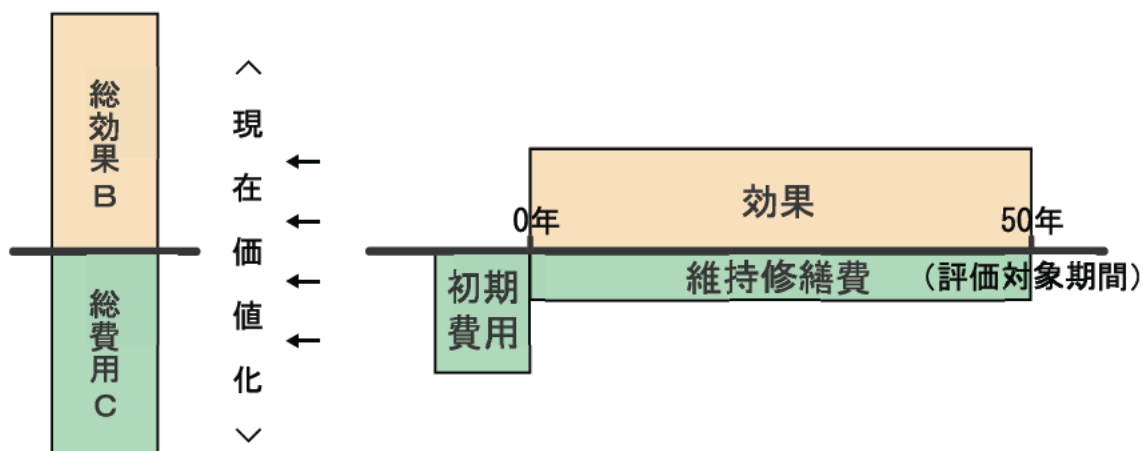
事業にかかる費用を上まわる効果があるかを表わす指標として費用対効果（B/C）を算出します。

$$\text{費用対効果 (B/C)} = \frac{\text{総効果}}{\text{総費用}}$$

総費用	初期費用	<ul style="list-style-type: none"> ・建設費 ・企画・設計関係費
	維持修繕費	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕費 ・保全費 ・維持管理費
総効果	安全性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震安全性の向上 ・防火安全性の向上 ・保安安全性の向上
	業務効率・処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な業務の遂行 ・執務環境の向上による処遇改善
	建物価値の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の長寿命化 ・ライフサイクルコストの削減
	過剰収容	<ul style="list-style-type: none"> ・収容室の拡充
	環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・LCCO2の削減
	立地条件の改善 (移転の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・時間・距離の短縮

・費用及び効果の各項目は、当面の運用とし、適正な観点から適宜見直しを行います。

費用対効果分析算出イメージ図



・評価対象期間は、原則として50年とします。

事業の効果（費用対効果）が基準レベル（1）を越えるものを効果のある事業とします。

○ 各効果項目の考え方

効果項目	効果	効果の分類		
		業務上の効果	利用者及び関係者の効果	考え方
安全性の向上	耐震安全性 防災安全性 保安安全性 の向上	保安警備の充実	安心感の向上	新営施設が持つ耐震性、防火・防災性、保安安全性のレベルまで現状施設のレベルを高めるために必要なコストを効果とします。
業務効率・ 処遇改善	円滑な業務の遂行	円滑な業務の遂行	処遇の改善 (人権への配慮)	施設の新営に伴う面会室、調室の充実による利用機会・利用時間の向上を効果とします。
	執務環境の向上による処遇改善	執務環境の向上	処遇の改善	施設の新営に伴う狭あい解消、情報化への対応等による執務能率の向上と被収容者の処遇の改善を効果とします。
建物価値の向上	建物の長寿命化	長期間の使用が可能	経済性の向上	新営施設をより長期間使用できるように計画することによって、経済効果を出すものです。
	ライフサイクルコストの削減	LCCの削減	LCCの削減	現状施設のライフサイクルコストと新営でのライフサイクルコストの差を効果とします。
過剰収容への対応	収容室の拡充	過剰収容への対応	処遇の改善 (人権の配慮)	新営施設の収容室を適性に確保することによる過剰収容への対応を効果とします。
環境への配慮	LCCO2の削減	LCCO2の削減	LCCO2の削減	現状施設と新営施設の運用段階のエネルギー消費に伴うCO2の排出量の低減を効果とします。
地域への寄与	施設の開放利用		福祉の向上	新営施設の一部を地域住民に開放することによる地域福祉の向上を効果とします。
	災害時の緊急避難場所として利用		安心感の向上	新営施設の一部を災害時の緊急避難場所として開放することによる地域の安心感の向上を効果とします。
	地域経済効果		地域経済の向上	食糧・衣類・原材料等を地域から購入することによる地域経済の向上を効果とします。
位置の改善	時間・距離の短縮	円滑な業務の遂行		立地場所の変化による関係機関へのアクセスの短縮化を効果とします。

(参考資料) 費用対効果算出方法

官署施設費用対効果算出方法

○総費用の算出方法

凡例 ■ 毎年費用が発生する項目

項目		(各年の費用の) 算出方法
初期費用	建設費	建設工事に要する費用を積み上げにより算出する。
	企画・設計関係費	・建設企画, 現地調査, 設計, 環境管理(アセスメント), 効果分析に要する費用を積み上げ算出する。 ・ただし, 積み上げが困難な場合は, 建設費の5%とする。
維持修繕費	修繕費	評価対象期間中の大規模修繕, 各所修繕に要する費用を実績値等により算出する。
	保全費	評価対象期間中の経常的に発生する建設維持に要する費用(点検及び保守, 運転・監視, 清掃等)を実績値等により算出する。
	水道光熱費	評価対象期間中の電気, ガス, 水道, 油等に要する費用を実績値等により算出する。

○検察庁・法務局共通の効果項目の算出方法

凡例 ■ 毎年効果が発生する項目 ■ 現状施設 ■ 新営施設

項目			(各年の効果の) 算出方法	効果計測イメージ
利用者の 利便	敷地利用 の改善	立地の改善	$(\text{現状施設までの距離} - \text{新営施設までの距離}) \div 80\text{m/分} \times \text{年間来庁者数} \times \text{時間短縮費用}(40\text{円/分})$	
		規模の改善	$(\text{新営施設駐車台数} - \text{現状施設駐車台数}^{(注1)}) \times 8\text{時間} \times \text{周辺駐車料金} \times 240\text{日} \times \text{稼働率}0.5$	
	行政サービスの 向上	執務能率 の向上	$\text{職員平均年収}(6,000\text{千円/年}) \times \text{生産性向上率} \times \text{職員計画人員}$	
		来庁者の 利便性の向上	$\text{滞在短縮時間} \times \text{年間来庁者数} \times \text{時間短縮費用}(40\text{円/分})$	
地域への 寄与	地域住民の満足度 の向上	$(\text{新営建設費} - \text{現状再建設費} \times \text{現状施設現存率}/100) \times \text{評価係数}0.7$		
	地域経済効果	$(\text{新営施設経済効果額} - \text{旧庁舎経済効果額}) \times \text{年間来庁者数}$		
安全の 確保	施設機能維持効果	現状施設の修繕費 + 増築想定庁舎の修繕費		
	防災安全性の向上	$(\text{耐震改修単価}(56.6\text{千円/㎡}) + \text{防災改修単価}(18.4\text{千円/㎡})) \times \text{現状施設延床面積}$		
環境への 配慮	地球温暖化対策	$(\text{現状施設CO2排出量} - \text{新営施設CO2排出量}) (\text{kg-C}) \times \text{原単位}(1640\text{円/kg-C})$		
	長期的耐用性	新営施設の建設費(円) × 残存率*(%) ※残存率 = $\frac{\text{耐用年数} - \text{評価対象期間}}{\text{評価対象期間}}$		

○検察庁の加算効果項目の算出方法

凡例 ■ 毎年効果が発生する項目 ■ 現状施設 ■ 新営施設

項目		(各年の効果の) 算出方法	効果計測イメージ
来庁者対応機能の充実	情報提供スペースの充実	(新営待合室面積 - 現状待合室面積) (坪) × 周辺オフィス相場(円/坪・月) × 12か月	
	バリアフリー化(高齢者・障害者)への対応	バリアフリー化対策費単価(6,400円/㎡) × 新営延床面積(㎡)	
被害者への配慮	被害者支援相機能の設置	(新営被害者支援相談室面積(坪)) × 周辺オフィス相場(円/坪・月) × 12か月	
	カウンセリング室の設置	(新営カウンセリング室面積 - 現状カウンセリング室面積) (坪) × 周辺オフィス相場(円/坪・月) × 12か月	
業務効率・適切な業務の遂行	調室の充実	調室の増加数(室) × 配置人員(2人/室) × 労働時間(2,000時/年) × 労働コスト(3,200円/時)	
	関係機関との打合せ室の確保	(新営打合せ室床面積 - 現状打合せ室床面積) (坪) × 周辺オフィス相場(円/坪・月) × 12か月	
	保管機能の充実	(新営保管機能面積 - 現状保管機能面積) (坪) × 周辺倉庫相場(円/坪・月) × 12か月	
防犯性の向上	被疑者専用動線、控室等の充実・確保	(新営被疑者専用控室の床面積(坪) × 1.5) × 周辺オフィス相場(円/坪・月) × 12か月	
位置の改善	立地場所の改善	裁判所との移動短縮時間(分) × 機会費用(500円/分) × 年間移動回数(台/年)	

○法務局の加算効果項目の算出方法

凡例 ■ 毎年効果が発生する項目 ■ 現状施設 ■ 新営施設

項目		(各年の効果の) 算出方法	効果計測イメージ
来庁者対応機能の充実	待合機能(情報提供スペース)の充実	(新営待合室面積 - 現状待合室面積) (坪) × 周辺オフィス相場(円/坪・月) × 12か月	
	相談機能の充実	(新営相談室面積 - 現状相談室面積) (坪) × 周辺オフィス相場(円/坪・月) × 12か月	
	バリアフリー化(高齢者・身障者)への対応	バリアフリー化対策費単価(円/㎡) × 新営延床面積(㎡)	
業務効率・適切な業務の遂行	登記窓口・事務室の充実	(登記事務室の増加床面積(㎡) ÷ 基準面積(㎡/人)) × 労働時間(2,000時/年) × 労働コスト(3,200円/時)	
	閲覧機能の充実	(新営閲覧スペース面積 - 現状閲覧スペース面積) (坪) × 周辺オフィス相場(円/坪・月) × 12か月	
	書庫の充実	(新営書庫 - 現状書庫) (坪) × 周辺倉庫相場(円/坪・月) × 12か月	




収容施設費用対効果算出方法

○総費用の算出方法

凡例  毎年費用が発生する項目

項目		(各年の費用の) 算出方法
初期費用	建設費	建設工事に要する費用を積み上げにより算出する。
	企画・設計関係費	・建設企画, 現地調査, 設計, 環境管理(アセスメント), 効果分析に要する費用を積み上げ算出する。 ・ただし, 積み上げが困難な場合は, 建設費の5%とする。
維持修繕費	修繕費	評価対象期間中の大規模修繕, 各所修繕に要する費用を実績値等により算出する。
	保全費	評価対象期間中の経常的に発生する建設維持に要する費用(点検及び保守, 運転・監視, 清掃等)を実績値等により算出する。
	水道光熱費	評価対象期間中の電気, ガス, 水道, 油等に要する費用を実績値等により算出する。

○総効果の算出方法

凡例  毎年効果が発生する項目  現状施設  新営施設

効果項目	効果	算出方法	効果計測イメージ
安全性の向上	耐震安全性 防災安全性 保安安全性)の向上	(耐震対策費(56.6千円/㎡) + 防災対策費(18.4千円/㎡) + 保安警備対策費(15.6千円/㎡)) × 新営施設の延床面積(㎡)	
業務効率・処遇改善	円滑な業務の遂行	(面会室の利用時間の増加 + 調室の利用増加時間) × 機会費用(3千円/年)	
	執務環境の向上による処遇改善	職員の平均年収(6,300千円/年) × 生産性向上率 × 職員計画人員	
建物価値の向上	建物の長寿命化	新営施設の建設費 × 残存率	
	ライフサイクルコストの削減	現状施設のLCC - 新営施設のLCC	
過剰収容への対応	収容室の拡充	必要面積(㎡) - 建設単価(円/㎡)	
環境への配慮	LCCO2の削減	(現状施設CO2排出量 - 新営施設CO2排出量)(kg-C) × 原単位(1,640円/kg-C)	
地域への寄与	施設の開放利用	年間利用者数(人/年) × 1人当りの利用時間(分) × 機会費用(10円/分・人)	
	災害時の緊急避難場所として利用	避難場所の収容定員(人) × 1人当りの被害軽減額(28.3千円/人)	
	地域経済効果	(新営収容定員 - 現状収容定員)(人) × 被害者1人当りの地域からの購入費(円)	
位置の改善	時間・距離の短縮	移動短縮時間数 × 機会費用単価(500円/分)	



FACILITIES DIVISION MINISTRY OF JUSTICE

法務省大臣官房施設課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL:03-3580-4111 (代) FAX:03-5511-7203
URL:<http://www.moj.go.jp>